

商法株式会社計算諸規定をめぐる 会計論と商法論

久野 秀 男

一 序 説

株式会社の決算財務諸表は、継続企業 (going concern) における定期的決算制度の所産であり、企業会計の伝統的な財務会計報告慣行を基盤としながらも、歴史的・制度的な制約のもとに生成し発展してきた社会的制度であるとみななければならぬ。

従って、この観点から沿革的かつ本来的にみて、決算財務諸表は、継続企業における「経営管理的要具」(tools for managements)としての経営技術的な側面乃至性格が極めて顕著なことはいうまでもない。しかし同時に、われわれがとくに注意せねばならぬことがある。それは、わが国の場合でいえば、明治23年に制定された原始商法あるいは現行商法の母法となった明治32年の改正商法以来今日に至るまで、時代の推移とともに次第に整備されてきた商法株式会社計算・報告諸規定やとくに最近に至り、昭和13年「商法中改正法律施行法」第49条「株式会社ノ財産目録、貸借対照表及び損益計算書ノ記載方法其ノ他ノ様式ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」の規定以来の懸案であった株主総会に提出する決算財務諸表の作成手続を法定した法務省令「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」(昭和38年3月、法律第31号)の制定にみられるように、現実には作成・報告される株式会社決算財務諸表が、いわゆる法制度的な意義

のない「純然たる経営技術的規制」(E. Schmalenbach, "Reine Kunstregeln")によってのみ一義的に支配されているものではないということである。この観点を十分に理解しておくことは、社会的制度としての決算財務諸表を考察する場合とくに重要であると思う。

錯雑化した利害調整を必要とする制度的機能としての現代株式会社の決算財務諸表は、継続企業における経営合理性に従って、合目的的に期間損益計算を遂行しようとする経営的理念及びこれに伴う会計論上の要請(目的)と、配当可能総利益の測定を通じて「株主」・「債権者」・「企業経営」これら三者の相互的な利害の調整をめざす商法論上の要請(目的)、これら二つの相異なる要請乃至目的の接合領域に位置しているといわねばならぬ。その意義及び範囲につき質的に相違するこれら二つの目的を、同時に追求・達成しようとする限り、そこに必然的に生ずる中間的妥協は、決算財務諸表をめぐる、その質において複雑、その範囲において多岐に亘る制度的な課題を生ぜしめてきた。

これらの制度的課題は、本来、制度の沿革的な究明を土台としてはじめて問題の所在が明らかになるものである。しかし、制度の発展的プロセスの解明を、諸史料にもとづいて詳論することは、この小論では紙幅の関係で、これを省略もしくは簡略にし、大部分の研究課題は、これを拙著「株式会社・財務諸表論(会計報告制度の沿革・現状及び展望)」(同文館

刊、昭和40年1月、昭和42年3月4版）にゆずり、本稿では、株式会社決算財務諸表をめぐる会計論と商法論との交渉・接合関係につき、そこに見出される若干の現代的な課題をとりあげて端的に私見をのべようと思う。本稿で取上げた問題の一部は、目下商法の改正問題の一部として正規の機関で検討されているようである。その途上にあつて関連問題を取上げることが、時期的にみて妥当でないかもしれないが、筆者がかねてから著書・諸論文で論及してきた問題の一部でもあるので、あえてここに公表して諸賢の御批判を得たいと思う。

なお、商法の法理並びに法技術については、筆者はまったくの門外漢であるからその所見・解釈につき誤りなしとしないのみならず、ややもすれば会計論的な観点に偏するおそれもある。とくに自戒しながら論述するつもりである。また法律論にかかわる論点についてはとくにこの方面の専門家の御叱正を得たいと思っている。また、この小論では、結果のみをとらえた議論でプロセスの解明が不足している点が多くあるが、紙幅の関係もあり、読者の御寛恕をこいたい。

昭和37年商法株式会社計算規定の改正によって、とくに株式会社財務会計に関する領域のものとしては、原価主義を基調とした法第285条資産評価諸規定の充実、法第287条の2引当金制度の導入、法第286条繰延資産の拡大あるいは法第285条の7買入暖簾の資産計上の容認等により、すくなくとも結果的にみると、企業会計における期間損益計算理念への法制度上の大幅な接近が図られたと考えられている。事の是非の論議はしばらくおくとして、たしかに、改正商法は、継続企業における期間損益計算の理念に立脚する諸基準を法制度上容認したことは明らかであるが、しかし、改正商法によって、期間損益計算理念を中軸とする会計論上の基本的立場と、配当可能総利益の測定を通じて制度的な利害調整を達成しようとする商法論上の基本的立場と

が、制度上まったく矛盾なく両立せしめられたとみるのは、あまりにも楽観にすぎよう。中間的妥協が、相互の要請乃至目的にとって不満足な結果をもたらすことは自明の理であるからである。昭和37年の商法改正に際して、期間損益計算の観点からする企業会計上の要請と、株主・債権者・企業経営の利害調整の観点からする商法論上の要請との両者にみられたはげしい論争は、当時の諸資料によって明らかである。（例えば、上田明信著「改正会社法と計算規則」昭和39年3月刊）

上掲の意味合から、昭和19年9月に刊行された田中耕太郎博士著「貸借対照表法の論理」序文の一節は、現に直面している諸課題を考察する上から、色々な意味で含蓄にとんでいると思う。一部を引用してこの序説の結びとしたい。

「本来倫理即ち正邪善悪に関しては、総てか、無かであり、中間の妥協は考へ得られない。これに反し、技術問題即ち合目的性に関しては、最も原始的な手段と効率性に於て最も進歩したところのものとの間に無限の段階が存在する。技術に関しては不断の進歩が存すると共に、又二以上の目的を同時に追求することも可能である。而して此の場合において一目的のみを専ら追求するならば一層効率的であり得る場合に、二以上の目的を同時に追求することの爲めに、各に付て不完全な成果を以て満足しなければならぬことが起り得るのである。是れ複数の手段相互間に存する一種の妥協に外ならぬ。此の妥協は総ての技術に関して存在するのであり、而して是れは社会的技術の一種である法律政策に於ても見受けられるのである。」

以下、筆者は、とくに法第283条「計算書類の承認」、法第287条の2「引当金」、法第286条・第287条繰延資産の範囲、商法自体に明文の規定を欠いているとみられる積立金問題、法第285条の3「固定資産の評価」、法第290条「利益の配当」の制限及び連結財務諸

表の法的地位につき私見をのべたいと思う。

二 商法第283条「計算書類の承認」

第281条「計算書類の作成」取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ2週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

- 1 財産目録
- 2 貸借対照表
- 3 営業報告書
- 4 損益計算書
- 5 準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案

第283条「計算書類の承認」①取締役ハ第281条第2号乃至第5号ニ掲ゲル書類ヲ定時総会ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

②取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後遅滞ナク貸借対照表ヲ公告スルコトヲ要ス

本項の論述に先立って、一部に明らかな誤解があると思われるので、この計算書類のうちの第5号「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」の内容の理解についてあらかじめ私見をのべておこうと思う。一部にはこの議案を、「利益（または利息、すなわち法第291条の「建設利息」）の処分（または配当）議案」であると考えている向もあるが、商法改正の経緯（とくに明治中期の改正、すなわち、明治23年原始商法より明治32年改正商法への推移の過程）からみて、この商法第281条第5号のこの「議案」は、法文上も明らかなように、「準備金（商法の法定準備金のみではない。任意積立金をふくむと理解するのが正しい。）に関する議案」と「利益処分議案」との両者からなりたっているものである。「準備金に関する議案」とは、準備金（任意積立金をふくむ）の「取崩」（但し、株主権限との関連でその範囲につき問題があるが後述する。）・「移換」及び「積立」についての提案であると解すべきである。従

って、商法の「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」と、企業会計原則「財務諸表準則」や証取法「財務諸表規則」における「剰余金処分計算書」とでは、「準備金」に関する提案事項に関連してみた場合、必ずしも同一内容のものになるとは限らないことになる。この点に関し、両者を同一視しているとみられるような会計学文献中の一部の通俗的解釈並びに一部の会計実務には、明らかな誤りがあると思う。

この「議案」につき、総会がその案件の内容を検討し、いかようにもこれに修正を加えることができることは、慣行上も法文上も疑問の余地はないとみるべきであるから、議案については総会は完全な積極的修正権を留保しているとみることができる。計算書類第3号営業報告書は営業の景況をのべたものであるから、別段の問題はないとして、計算書類中の第2号貸借対照表と第4号損益計算書、つまり、いわゆる決算財務諸表について、取締役会に委任されている「経営権」の行使との関連では、これら決算財務諸表の内容にわたって総会が積極的に修正を加えうるや否やについては、甚だその解釈が微妙であるのみならず、企業会計の実践にとって問題が大きい。事実問題としては、総会が決算財務諸表に内容的な修正を加えた上で承認決議を行なうようなことは、まずないであろう。従ってこの問題につき今日までとくにとりたてて論議がなされなかったのは、実務上の観点からは無理からぬことでもあろうか。しかし、社会的制度としての決算財務諸表問題を考察する場合、慎重に考究してみる必要がある問題であると思う。法理論及び解釈論の一部には、これらの決算財務諸表につき、総会が完全な積極的修正権を留保しているという見解があるようである。この場合では、総会は、配当可能総利益を増加する目的をもって、例えば、固定資産の減価償却法や棚卸資産の評価法の変更を要求することにより、あるいは、一部

の引当金の計上を容認しないことによって、結果的に「当期利益」を増額し、当然のことながら「当期末処分利益」を増額することができることになる。すなわち、会計の期間損益計算上、当期に繰入額を費用に計上して開設した「負債性引当金」のうちで、労働協約や就業規則で支給約定のある退職給与引当金及び納税引当金のようなものは、法的にみて「債務」とみられることから、商法第33条の規定からみて、その開設につき総会がこれを否認することはできないが、对人的債務性のない修繕引当金あるいは労働協約や就業規則に別段の定めのない退職給与引当金、さらには、改正商法第287条の2の法定引当金（後述）のうちのすくなくともその一部のものについては、総会はその計上を否認できることになる。また、固定資産の償却法や棚卸資産の評価法を重大な事情の変更のない場合にもかかわらず任意に変更することは、会計論上の期間損益計算の最も中核的な原則である「継続性の原則」(Principle of Consistency, *Grundsatz der Kontinuität*)の基本的要請をまったく度外視することになるので、会計論上からみて、期間損益計算理念の否定につながる措置ではあるけれども、上の解釈論の見地からは、商法それ自体に必ずしも「継続性」の要請がない（あるいは明確でない）ことを指摘するのであろう。会計処理に関する継続性乃至首尾一貫性(Consistency)の要請は、期間損益計算に関する会計慣行及び会計理論上、ひろく一般に容認された最も重要な基本原則であり、重要な事情変更のない限り、その任意的な変更は、期間的比較可能性(Periodic Comparability)を侵害し、ひいてはこれによって会計の真実性（相対的なものではあるが）をそこね、政策的に「利益」の操作・粉飾に利用されるおそれがあるとして認められてはいない。また、会計処理基準の継続性及び首尾一貫性は、複数の会計処理方法の選択を前提としており、この「選択原理」(se-

lective theory)を基礎とする継続性の要請が、米国税法上の基本的要請を端緒とすることは、周知のところである。このように、制度的にも確立してきた「継続性原則」の全面的な否認が可能である（すくなくとも純法理論として）という結論が、商法上容認できるという解釈は、果していかなる根拠にもとづくものであろうか。独商法の条文にみられるように、「せい然たる簿記の諸原則」*Grundsätze ordnungsmässiger Buchführung*（一般に容認された企業会計原則と理解すべきものであると思う。）を、法律に個別的規定のない限り白紙委任的に一括して容認するという建前が、法文上明確であれば、上のような解釈の余地はまったくないであろうが、わが商法に明文規定がないということが、直ちに会計の真実性を保障するための基本的条件の一つである継続性原則を無視する可能性につながる措置を容認することになるのであろうか。

私見では、現行商法上、決算財務諸表の総会の承認決議につき商法上明文決定を欠いており、このため種々な解釈論の余地があることは認めるが、制度的事情からみて、総会の「計算書類の承認決議の内容」を決算財務諸表の修正にまで拡大して解釈することは、法解釈論として妥当ではないと思う。立法論として、取締役会と総会との権限の帰属あるいは企業会計慣行の容認等につき明文規定を設けることの必要性については、もはや多言を要しないであろう。

ただ、純法理論乃至法手続論としてみれば、たとえ総会が積極的修正権をもたぬとしても、提出された「計算書類の承認」の決議を行なわぬことによって、取締役会をして決算財務諸表の内容つまり財務計算の実質的内容につき自発的に修正を行なわしめ、間接的・結果的に修正権を行使したと同じ効果を期待する可能性はあることになる。

既述したように、一部の商法学者は、立法論として、「議案」以外の「計算書類」を、

総会の承認決議事項とせず、すべて取締役会の専管事項にするという意見がある。立法論としてこの問題を考察する限りでは、この論旨についてとやかく論ずる余地は全くなく、現下の諸事情に鑑みてその必要性乃至妥当性につき疑問の余地はない。筆者は、この問題を立法論の段階で論じようとしているのではない。明治23年原始商法制定以来、商法上、株主総会の権限とくに決算関連事項につき明文規定を欠いていることは、たしかに立法論としては問題のあるところである。それはともかくとして、商法解釈論として、決算財務諸表につき総会の積極的修正権が留保されているという見方は、財務諸表制度の現状からみて果して成立する法解釈であろうか。また、この問題を立法論の段階で取扱っている論議は、このような積極的修正権を認める解釈論を全面的に認めた上でのことなのであろうか。識者の御教示を得たい。

さらに、第283条第2項に示されている貸借対照表の公告の問題がある。明治23年原始商法第218条では、財産目録及び貸借対照表の公告を命じていたのであるが、「浩漉にわたる財産目録の公告を強制することは苛酷に失する」（大蔵省第149号通達）との理由で、明治32年改正法第192条では、貸借対照表の公告を命ずるにとどまって爾後今日に引つがれている。現実には作成された財産目録が「浩漉にわたる」ものであったとは思えないが、当時の実況については別稿にゆずる。現今、わが国の株式会社の総数はおおよそ50万ともいわれまた60万とも称されているが、実際に日刊新聞等に貸借対照表の公告を実施している会社は、その数からいえば九牛の一毛にも達しないであろう。商法上では、この公告義務を怠れば法第498条第1項第2号により過料に処せられるという罰則規定があるが、実際にこの規定が適用されたことはおそらく皆無であろう。これらの事情に鑑み、立法論としては、この公告制度それ自体について再検討

すべき時期にきているといわねばなるまい。

三 商法第287条の2「引当金」

〔引当金〕 ①特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス

本項の論述と関係があるので、やや蛇足の感もあるが、ここであらかじめ準備金・積立金・引当金の三者につき、その区別を明らかにしておく必要があると思われる。沿革的にみると、準備金（reserve）という用語は、従前は、多義的に用いられており、積立金を意味する場合もあれば、また、引当金の意味にも用いられていた。しかし現今の会計実務においては、この両者を用語上明確に区別するようになっており、積立金とは、利益処分によって社内に蓄積した留保分をいい、また、引当金とは、期間損益計算の段階において費用に計上して設定されるものであるとされている。準備金という用語は、商法第288条においては現今も依然として「資本準備金」及び「利益準備金」という用語として伝統的に採用されており、また、法務省令「規則」（前掲）においても第34条に「法定準備金」という用語がある。

期間損益計算上の観点から、繰入額を損益計算における費用に計上して設定される会計論上の「引当金」には、「評価性引当金」（減価償却引当金・貸倒引当金・低価引当金等）と「負債性引当金」（退職給与引当金・修繕引当金・納税引当金等）とがある。評価性引当金は当該資産勘定に対する控除項目たる意味をもっており、負債性引当金は将来発生する未確定（条件付）債務の引当として準備したものである。

前掲の商法「引当金」には、条文の主旨からみて、評価性引当金がふくまれるかどうか

について若干問題がのこるとともに、これを負債性引当金に限ってみた場合でも、会計論上のいわゆる負債性引当金と商法「引当金」とが同義語であると断定することは、法文の主旨からみて疑問がのこる。すなわち、前掲条文には、「特定」の「支出又ハ損失」に備うる為にとあるが、この「特定」という表現が、甚だ曖昧であるのみならず、この問題をしばらくおくとしても、次の「損失」に備えるということになると、商法「引当金」の範囲には、期間損益計算上の要請からくる費用計上によって開設される引当金のみならず、本質的には、「留保利益」（利益性積立金）の性質をもったものまでが包摂される可能性があるといわねばならぬ。従って価格変動準備金あるいは災害補償引当金のようなものも、当然、商法「引当金」に入ることになるのではあるまいか。

改正商法がとくに第287条の2「引当金」を設定したのは、対人的債務性の明白でない負債性引当金の開設を積極的に容認したものであるという解釈がある。この観点に立脚すれば、例えば、労働協約や就業規則で支給約定のある退職給与引当金のようなものは、商法改正前から、確定債務（条件付債務をふくむ）として貸借対照表能力（*Bilanzfähigkeit*）が認められていたものであると解釈できるから、とくにこの条項の有無とは関係がないことになる。つまり、会計上の負債性引当金、すなわち、期間損益計算の遂行上設定される負債性引当金には、対人的債務性乃至条件付債務性の明白でない修繕引当金等のほかに労働協約や就業規則により支給約定のある退職給与引当金や納税引当金のようなものがあるが、後者すなわち対人的債務性の明白な引当金は、商法の建前からは、明らかに債務である以上、商法改正によって前掲の第287条の2の規定が新設されたことには関係がなく、この条文があろうとあるまいと、商法第33条の規定からみて無条件で貸借対照表能力があると考え

られるのである。しかるに、前者すなわち対人的債務性の明白でない引当金は、改正前の商法では、まったく貸借対照表能力が認められていなかったもので、改正によって新たにその開設を法的に容認されたものである。このような解釈がなりたつ。法律の専門家の中にも、商法「引当金」の内容は、このような意味の対人的債務性の明白でない負債性引当金に限定される（あるいは限定すべきである）という主張がある。しかし、法解釈論としては、明らかに、商法「引当金」には、いわゆる負債性引当金の一部（会計論上の負債性引当金の全部ではないことを注意すべきである。）と、そのほかに利益性積立金がふくまれる（すくなくともその可能性がある）と解される。

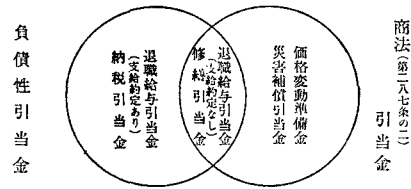
利益性積立金（例えば、災害補償引当金）は、いうまでもなく、株主持分（資本勘定）の一部であるから、法務省令「規則」（前掲）のように、資本勘定の部以外の引当金の区分でこれを表示することはすくなくとも適当ではない。貸借対照表上の表示方法は、いずれにしても本質的な問題ではないが、そもそも、商法「引当金」のうちにくまれる（すくなくともその可能性のある）「留保利益」（利益性積立金）については、総会の権限との関連では、法的にも問題がのこる。すなわち、商法「引当金」の設定を、期間損益計算を通じて行なうとなれば、会計上のいわゆる負債性引当金については別段の問題はないけれども、商法「引当金」中にふくまれる利益性積立金については、この会計処理は、本質上適法ではないと思う。利益の留保は株主総会の権限であり、「処分議案」で総会に提案されるべき性質のものだからである。もっとも、先掲の本稿の二でのべたように、商法「引当金」の設定は取締役会が行なうとしても、最終的には決算財務諸表のすべてが総会の承認決議事項であり、「引当金」につき総会は、一括してその決定を留保しているという解釈もなりたつであろう。しかし、この場合には、「引当

金」のうちの一部，すなわち，利益の留保（利益性積立金）としての性格をもつ「損失」の準備のための引当金（例えば災害補償引当金）の承認につき，「決算財務諸表」の内容にわたる承認の一部という形で総会の承認決議にゆだねられることになるから，法解釈論としては，当然のことながら決算財務諸表の内容にわたり総会が積極的修正権を留保しているという解釈を前提としないと，つじつまが合わないであろう。

立法論としては，商法改正の経緯で「試案」でも取り上げられたように，会計の期間損益計算上の観点からの負債性引当金のうち，法的債務性の明白でないもの，例えば労働協約や就業規則で支結約定のない退職給与引当金や修繕引当金のようなものを，限定的に列挙主義で第287条の2に掲示した方がよいと思われる。会計上の負債性引当金の範囲を，専ら期間損益計算の要請からだけでむやみに拡大することは，結果的に，配当可能総利益を縮減することになって株主の權益を侵害することになる。負債性引当金のうち对人的債務性の明白なものについては，ことさら引当金規定がなくとも，商法第33条の規定からみて貸借対照表能力を否定されることは商法上も考えられないことであるから，法的債務とみられるものを除いたその他の負債性引当金は，期間損益計算上の要請と配当可能総利益算定上の要請との調整をとりながら，商法上では，とくに限定的列挙主義によって明記した方がよいと思われるのである。現行商法は，甚だ漠然たる形で引当金の設定を認め，その妥当性の判断を，究極的には総会の権限にゆだねるという建前であると思われるが，立法論としては，引当金を列挙主義で明示し，かつ，はっきり取締役会の専管事項とした方が現実の運営の実態とも合うように思われる。いずれにしても，結果的にみて，会計論並びに商法論のいずれの要請にとっても，必ずしも満足すべきものにはならないであろうが，

これも事柄の性質上やむを得ないと思う。

商法第287条の2の「引当金」に関する論議が，大部錯雑したので，ここで，便宜上，会計論上のいわゆる負債性引当金と，商法論上の引当金の関係を，ごく簡単な図を使って示してみよう。説論の主旨を明らかにするための便宜にでたものであるから，とくにあらかじめおことわりしておく。



四 商法第286条・第287条「繰延資産」の範囲

改正商法は，従前から認めてきた法第286条創業費（設立費）・法第286条の4新株発行費・法第287条社債割引料の繰延べ經理のほかに，新たに，法第286条の5社債発行費・法第286条の3開発費及び試験研究費・法第286条の2開業準備費（設立費に開業準備費を加えると本来の意味の「創業費」となる。）これらの繰延べを法制度上新たに容認するに至った（昭和37年法第82号追加）。

会計上の「繰延費用」（商法的な表現では，繰延資産）は，期間損益計算の要請にもとづく純計算技術的項目である。つまり，支出済でありかつその給付も受入済であるにもかかわらず，全額をその期の費用とはせず，その効用が将来に及ぶであろうという「予測」のもとに，将来の収益にチャージ（賦課）することが期間損益計算上の費用負担の公平化からみて適当であると判断されるがゆえに，発生費用の一部が将来にわたって資産として，人為的に繰延べられた償却性の資産である。この意味で，時の経過により残存期間に応じて未経過分を繰越した「前払費用」とはその

性質を異にする。これら繰延資産項目が権利性・換金性を具備した「実財産」でないことはいうまでもないであろう。商法上は、よしんばそれらを貸借対照表資産の部に掲示することを認めるにしても、一種の「擬制的」な資産とみているのであり、いうまでもなく、商法の伝統的ないわゆる「実財産主義」の建前から、その貸借対照表能力の容認について、従前から問題があるとされてきた項目である。創業費（設立費）等が商法上認められたのは、昭和13年の改正法であり、新株発行費が容認されたのは、戦後の昭和25年の改正法であった。

商法論としては、いうまでもなくこれらの繰延資産を、「実財産」とはみておらず、従って、法律家の中には（全部かどうかは知らず）、これらの資産を「財産目録」には記載すべきでないという解釈（中途半端な解釈だと思うが）をとっているものがある。また、繰延べ経理の認められる項目は従前からはっきり法文の上で限定的に列挙しており、会計論上の要請からその範囲がむやみに拡大されないように配慮されている。この事はとくに留意すべきである。純然たる経営政策的考慮からは、たとえば、「損失」の繰延べも起こりかねないからである。すなわち、会計の期間損益計算上の要請からは、巨額の臨時的な資本的損失（固定資産の破壊、滅失等）につき、その繰延べ経理を認めようとする考え方が一部にみられることは周知のとおりである。繰延資産の範囲を純然たる期間損益計算の観点からだけでむやみに拡大適用していくことは、商法論上からは一種の擬制的（はっきりいえば、好ましくない）資産を計上して配当可能総利益を増加させることになり、結果的にみて債権者保護の主旨にそわぬことになるのである。

いずれにしても、昭和13年改正法以来のあいつぐ繰延資産の範囲の拡大は、再三にわたる商法論と会計論の中間的妥協の産物であり、

これらの法的な措置は、会計の「期間損益計算」の主張によって、商法の伝統的な建前の一つであった「実財産主義」が次第に後退していったことを意味しているといわねばならぬ。従って、商法論上の建前から繰延資産の範囲を容認するに際しては、必然的に限定的列挙主義によらざるを得ず、また、商法第290条4号にみられる配当制限の規定は、両者の「妥協」を如実に物語っていると考えられる。第290条は、利益の配当限度額として、純資産（総資産マイナス総負債）から、法定資本金・法定準備金及び当決算における利益準備金積立額を差引き、さらに、法定準備金総額（資本準備金・利益準備金及び利益準備金の当期積立額の合計）と、開発準備費・試験研究費及び開発費（いずれも改正商法により新設）の合計額とを比較し、後者が超過している場合に限り、その超過額をさらに控除した額としてとらえる。いいかえると、商法上では、新たに法律が会計論（期間損益計算）との妥協において容認した「開発準備費」と「試験研究費及び開発費」との合計額につき生じた超過分については、これを「配当財源」とは認めないという主旨であり、端的にいえば、繰延資産の範囲の拡大により、確実性の薄い資産を認めて配当を行なうことにすると、会社の恣意に流れるおそれがあるとし、配当可能総利益の計算の上では、この超過分を「資産」とはみないのである。

法第290条の配当制限の規定に関し、一部の会計学者は、この種の繰延費用の法的容認と、配当制限問題とは因果の関係乃至有機的関連がまったくないことを指摘して批判を行なっている。まさにその通りであるが、この配当制限問題をひたすら期間損益計算上の論理で割り切ろうとすること、また、繰延資産の追加容認と配当制限との両者につき会計論上の因果の関係乃至有機的関連を求めるとそれ自体は、まったくナンセンスである。くりかえしているが、これは、まったく商法

目的と会計目的との中間的妥協を意味しているにすぎないからである。

「社会的技術」としての法律政策は、繰延資産の範囲を明文をもって限定的に列挙して容認することと、新たに容認した繰延資産につき配当制限の枠をはめることとによって、会計論上の期間損益計算目的との新なる妥協点を見出そうとしているのである。

五 積立金の取崩し

定時株主総会に提出する損益計算書は、法務省令第31号「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」（昭和38年3月制定）によることになっている。この法定損益計算書は、周知のごとく、その構成が「経常損益」と「特別損益」との両部に区別されている。そして、特別損益の部の構成項目の中に、「一定の目的のために留保した利益のその目的に従う取崩による利益」を掲示することになっている。一般に積立金の取崩しに関しては、明治23年の原始商法以来今日に至るまで商法上明文の規定がないので、解釈論としては種々議論のわかれるところであろうと思う。おおまかにいって、法解釈論としては、次の三つの立場にわかれると思う。

- (1)一定の目的のため留保した積立金すなわち蓄積利益を、その目的に従って取崩すことは、株主総会が取締役に委任した行為である。従って会計期間中に任意積立金を取崩すことによって生ずる積立金戻入益は、会社の内部的処理によってその期間の利益となる。そこで、この積立金戻入益を損益計算書の特別損益の部に記載せしめる。また、積立金を目的外に取崩すことは、取締役会の権限ではない。その場合は、総会の承認決議によるから、一般に、処分議案の承認決議を経て取崩すことになる。勿論、損益計算書にはこの場合の積立金戻入益を記載することは

ない。法務省令「規則」は、この解釈論を前提としているように思われる。なお、別途積立金のような一定の目的のない利益性積立金の取崩しについては、取締役会にはその権限がないから前掲の積立金の目的外の使用による取崩しの場合と同様に、処分議案による総会の承認決議を経て取崩す事になる。

- (2)任意積立金の取崩しは、すべて総会の権限に属し、処分議案の承認決議を経て行なわれる。目的のある積立金を目的どおりに取崩す場合といえども、その取崩額の決定は株主に重大な利害関係を有するとみななければならぬ。
- (3)前掲(1)の立場に立つが、将来の配当の準備のための積立金（配当平均積立金）は、処分議案の承認決議を経て取崩す。即ち、配当総利益に算入するかどうかは総会の承認決議をまつことになる。

積立金取崩の権限がすべて株主総会に帰属しているとすれば、損益計算書に積立金の取崩（戻入）益をあらかじめ計上してこれを総会に提出することは、法定損益計算書の構成項目の一部に「処分財源の提案事項」をふくむことになるので、明らかに妥当ではない。また、「積立金」と一口にいっても、配当平均積立金のようなものもあれば、期中に取崩される新築積立金のようなものもあり、会計論的にいえば、その目的を達成した後に消滅する利益準備金や退職給与積立金・配当平均積立金のようないわゆる「消極的積立金」もあればその目的を達成しても消滅しない新築積立金や減債積立金のような「積極的積立金」もある。また、とくに目的を指定されていない「別途積立金」（目的を指定しないで利益を社内に留保することの是非に関してはここでは議論しないことにする。）のようなものもある。特定の目的が設定されていない積立金の取崩し、目的のある積立金の目的以外の取崩し、積立金間の振替、これらは、いずれも、株主

総会に提案すべき事項であり、「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」（準備金に関する議案と処分議案の二ツからなるとみて）に提案すべきものであると思う。

積立金間の振替に関連して、目的のある積立金を目的どおりに取崩すことが取締役会の権限であるともても、例えば新築積立金の取崩しに際し次のような教科書的な取扱いは、すくなくとも商法論上は疑問が残ると思う。

- 1 (借) 建物××× (貸) 現金×××
×
- 2 (借) 新築積立金××× (貸) 別途積立金(新築済積立金)×××

目的のある積立金を目的どおり取崩すことが取締役会の専管事項であるという前提を容認するとしても、新築積立金の取崩しは、別途積立金に2のように直接振替えるべき性質のものではなく、すべて、損益計算を通じて、いったん取崩（戻入）益にもどすべきものであると思う。そして、いったん処分可能総利益にふくめた上で、株主総会の承認決議によって「別途積立金」なりあるいは「新築済積立金」として新たに設定すべきものと思う。しかし、このような積立金間の振替を行なうか、それとも、処分利益に振戻したままで処分財源とするかは、総会の決定にまつべきものである。一部の会計学者が、事柄の性質からみて（固定資産の取得という点を重くみて）、「資本剰余金」に類した項目への振替を提案したり、あるいは、将来処分利益に振戻されないように「新築済積立金」に振替えるようにするといったことがらは、つづまるところ、会計政策論乃至経営政策論にすぎない。この種の取扱いを、総会の決議をぬきにして実行することは、厳密にいうと、商法違反のうたがいがあると思うがいかなるものであろうか。また、総会の決定として、新築済（あるいは別途）積立金に振替えた場合でも、政策的には、固定資産の減価償却の進行とともに、部分的に償却相当額だけを利益に振戻していく

という方法を採用することもできよう。

法務省令「規則」（前掲）の損益計算書の特別損益の部に掲示される「積立金」の取崩益とあるのは、「目的のある積立金」を目的どおりに取崩すことは、取締役会の専管事項であるという考え方にもとづくものであろう。ただここで一つ問題がのこる。それは、配当平均積立金の取崩しについてである。配当平均積立金の取崩しは、いうまでもなく直接的に配当可能総利益の増加をもたらす。また、その取崩し程度のいかんは株主の利害にとっては直接的な関心事である。そこで、この積立金の取崩しは、明らかに目的のある積立金を目的どおりに取崩すことになるのであるが、この積立金に限って、その取崩しは取締役会の権限ではなく株主総会への提案事項であると解釈する商法学者（前掲3の立場）がある。目的のある積立金を目的どおり取崩すことは取締役会の専管事項であるという解釈と配当平均積立金についてのみそのかぎりに非ずという解釈とで、両者が矛盾なく両立するかどうか甚だ疑わしい。目的のある積立金の取崩しは期中において生ずるのに対し、配当平均積立金は期末に取崩しが考慮されること、配当可能総利益に直接関係があり「準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案」で提案されるということをとくに理由として取り上げているようであるが、しかし、「期中」と「期末」との取崩しにつき果して両者に質的な差異があるかどうか。さらに、配当可能総利益に直接関係があるから「……ノ配当ニ関スル議案」で提案するというのでは、あまりにも字句にこだわっていないだろうか。新築積立金のような積極的積立金の取崩しでは、先掲のように、いったん利益に振戻される場合では、結果的にみれば当然に相当額の「利益」を増加することになり配当可能総利益を増加することになるし、また、退職給与積立金（前掲の退職給与引当金とは異なる。）のような消極的積立金の場合では、その取崩しを行な

わねば退職金（損費）が計上されてその額だけ当期利益は減じ、結果的に配当可能総利益は相当額だけへることになるが、この積立金の取崩しにより取崩益を計上すれば、損費（退職金）と収益（取崩益）とは相殺されるので、取崩さぬ場合に比較して、当然のことながら相対的に配当可能総利益が増える。退職給与積立金と現金との財産計算を通じて処理し、前項のような損益計算を通さぬ場合は「退職金」という損費が計上されぬことになるから、結果的にみてこれまた配当可能総利益が相当額だけ増加することになる。いずれにしても、配当可能総利益の増加という事象についてみるのに、配当平均積立金の取崩しの場合のように直接的ではなく、迂回的であるという相違があるだけで質的な相違ではない。利益性積立金の取崩しはすべて総会の決定事項であるという論旨は、たしかに一つの解釈論として成り立つと思う。法第281条5号の議案は、利益の処分議案と「準備金」（法定準備金と任意積立金）に関する議案とからなることを想起すべきである。しかし、くりかえしていうが、「目的のある積立金」を「目的どおり」取崩すのは取締役会の専管事項であるが、配当の平準化という明白な「目的のある」積立金（配当平均積立金）については、そのかぎりではないというのでは、その論旨が首尾一貫しないのではなかろうか。法務省令「規則」（前掲）の損益計算書の「特別損益」の構成項目たる「積立金」の取崩益（目的のある積立金を目的どおり取崩す場合の戻入益）とは、何であるか。この構成項目を「損益計算書」で掲示・報告することが果して合法的なあるいはすくなくとも会計論上からみて妥当な取扱いかどうか。これらは慎重に考慮すべき問題であると思う。

決算財務諸表は、総会の承認事項であるから、その一部たる損益計算書につき、その内容の一部に取締役会の総会に対する提案に関する未確定事項が混入していてもさしつかえ

なく、窮極的には、すべて総会の承認決議によって確定するのであるという論拠ならば、また、事柄の性質上話しは別であって、その場合は、決算財務諸表につき、総会が積極的修正権を留保しているという法的な建前を明確ならしむればすむことである。しかし、筆者は、この種の解釈はとらない。

結論的にいえば、筆者は、次のような解釈に立っている。すなわち、決算財務諸表の実質的内容は、原則的に取締役会の責任と決定とによる確定計算たるべきものであり、「議案」は株主総会に対する提案事項である。総会は、「議案」については完全な積極的修正権を留保しているが、決算財務諸表については、承認決議を行なわぬという形の一種の消極的修正権（拒否権）をもつのみである。この点に関連して、積立金の取崩しは、その「移換」及び「積立」とともに株主総会の専管事項であり、「議案」（準備金に関する議案）で株主総会に案件として提案せねばならぬ。従って、法務省令「規則」（前掲）の損益計算書・「特別損益の部」に目的のある積立金の目的どおりの使用による取崩益をふくめるのは妥当ではない。いわんや、一部商法学者のいう配当平均積立金の取崩しはこの限りに非ずという意見は、つじつまの合った首尾一貫した論旨ではない。あからさまに言えば自己矛盾である。立法論としては、決算財務諸表の「承認」をめぐる取締役会と株主総会との権限の帰属関係を商法上に明文化した方がよく、また、積立金取崩し問題についても、とくに、総会の権限との関連で商法上明文化した方がよい。

六 商法第285条の3 「固定資産の評価」

第285条の3「固定資産の評価」①固定資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ要

ス

会計論上、減価償却（depreciation）とは、固定資産の取得もしくは製作のためになされた支出原価（outlay-cost）を、期間損益計算の必要上、各会計期間に原価（費用）要因（cost factor）として組織的に配分（allocation）するための会計上の手続である。

実務界においては、一部に、減価償却を固定資産取替準備の財務的手段とみる向がある。今世紀初頭の頃まで、減価償却を利益処分の一項目として取扱っていたのは、かかる考え方を端的に反映したものである。固定資産の「取替」のための財務は、企業経営上の重要課題ではあるが、この問題と減価償却問題とは明確に区別すべきものである。端的に言えば、減価償却は、「過去の支出」にかかわるものであって、「将来の支出」の準備ではない。減価償却費を損益計算上の費用に計上した場合、費用を償うに十分な収益がある限りは、企業財務の観点からみると、減価償却を通じて、固定資産への投下資本は流動資産の形で回収でき固定資本の部分的な流動化が可能となることはたしかである。しかし、減価償却によって生ずる償却費をカバーできる収益が発生していようとまいと、減価償却を行なう必要のあることには何らかわりはない。さらに、「取替」という財務政策を考えても、物価の安定と技術的進歩の停滞という静的経済を前提とせぬ限り、即物的な「取替」（一般的に言えば実物資本維持政策）それ自体がナンセンスとなる。

固定資産減価償却を上掲のように考えた場合、実務上ここに一つの問題が生ずる。それは、減価償却費が期間損益計算上の原価要因（費用要素）ではあるが、他の費用例えば給料、保険料等とは異なり、その期の損益計算上の費用として「支出」を伴わない純計算技術項目であるという点である。このために会計実務上は、「支出」を伴わぬ費用項目とし

ての減価償却費を利益操作に利用するという悪弊を生ぜしめており、現今、とくに不況期には減価償却を行なわぬ会社が相当多数にのぼっている現状である。また、「企業利益の程度により幅にゆとりのある」減価償却を行なうものがあり、「好況時には減価償却を厚くし、不況時にはこれを薄くすることによって、利益が各決算期に著しい増減を招かないようにすることが望ましい。」とする意見もみられる。要するに、減価償却費が「支出を伴わぬ」費用要素であることから、これを処分可能総利益の平準化政策に利用し、処分可能総利益平準化のための緩衝帯としているのである。

昭和37年商法の改正に際し、実務界の一部では、法第285条の3の規定につき、これを「固定資産ニ付テハ……（中略）……毎決算期ニ相当ノ償却ヲ為スコトヲ得」（傍点筆者）とし、弾力的な取扱いを強く要望したことは周知のところである。上掲の意味からいって、改正商法が固定資産につきその減価償却を強制したことは、妥当な措置であったと考えられる。なお条文中の「相当ノ償却」（傍点筆者）という表現が、ややあいまいであるいは今後の運営に問題を残すかも知れないが、減価償却の本来の意味を充分理解し、利益操作に利用することのないよう実務界の自重を望みたい。

七 商法第290条「利益の配当」の制限

第290条「利益の配当」①利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之ヲ為スコトヲ得

- 1 資本ノ額
- 2 資本準備金及利益準備金ノ合計額
- 3 其ノ決算期ニ積立ツルコトヲ要スル利益準備金ノ額
- 4 第286条ノ2及第286条ノ3ノ規定

ニ依リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上シ
タ金額ノ合計額ガ前2号ノ準備金ノ合
計額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額

法第290条の定める配当可能利益の限度額は、いうまでもないが、株主に配当される配当額そのものを定めたものではない。配当額の決定は、株主総会の決議によるもので、この条文は、配当額の上限（upper limit）を法定したものである。便宜上、簡単な式を用いて配当可能限度額を示すと、次のとおりである。

純資産（総資産－総負債）Net Assets

控 除	{	①法定資本金
		②法定準備金（資本準備金と利益準備金）
		③その期の利益準備金積立額
		④開業準備費・開発費・試験研究費の合計額が②+③の合計額を超過する額

（配当可能限度額）

そこで、資産の範囲とその評価額及び負債の認識とその金額とは、ともに配当可能利益の限度額の決定にとって極めて重要な意義をもつことになる。

改正商法が、法第285条を充実して、原価主義を建前とし、併せて低価法やアモチゼーション法を加味した各種資産の評価法を詳細に定めたこと（第285条～第285条ノ6）、法第286条（第286条～第286条ノ5）・第287条を充実して繰延資産の範囲を拡大したこと、法第285条の7において有償で譲受け又は合併に因り取得した暖簾の資産計上を積極的に容認したこと、法第287条の2で引当金を負債の部に計上することを容認したこと、これらの措置はとくに注目される。

会計論の立場からみれば、改正商法にみられる原価主義の建前、実財産主義の後退、对人的債務性基準の緩和これらの点をとくに注

意すべきである。さらに、商法における配当可能利益限度額の計算では、上掲のように、純資産額を基調として控除項目を法定し、純資産の増加分を「利益」（商法上の）とする純財産増加説に立脚しており、配当可能利益の総額（限度額）には、過去に蓄積された留保利益たる積立金も当然ふくまれることになる。この点で会計論上（すくなくとも会計政策論上乃至経営政策論上）では問題が残るといわねばならぬ。

八 連結財務諸表の法的地位

親会社（parent company）が、法人格としては完全に独立した子会社（subsidiary companies）の固有の財務諸表を、自社の分と合せて統合・合併して作成・報告する財務諸表を、連結財務諸表（consolidated financial statements）という。

財務諸表のかかる統合・合併は、関係諸会社が、統一的な経営的統制のもとに一体化した経済単位として活動している場合に行なわれる。親子会社の関係は、原則として、親会社の子会社に対する持株率の程度いかんによって成立するが、連結財務諸表作成の意義乃至必要性は、必ずしもかかる持株率の程度だけで決定されるべき性質のものではない。極言すれば、たとえ持株率100%の場合といえども、その経営的統制が一時的なものであったり、また、業務内容が甚しく異質なものである場合には、連結財務諸表を作成する意義が甚だ薄弱である。連結集団（consolidated group）のうち一体化した利害関係（controlling interest）が存在していなければならぬ。その適例としては、例えば、米国のGeneral Motors社の連結財務諸表では、持株率100%の子会社General Motors Acceptance Corporation（金融会社）の分は除外されている。（D. R. Ladd, Contemporary Corporate Accounting and the Public, 1963,

P. 116)

従前は、連結財務諸表は、各会社の固有の財務諸表に対して補助的乃至第二義的な位置におかれていたのであるが、とくに英米の会計報告実践においては、次第にその地位乃至重要度がたかまっている。米国会計学会（A. A. A.）の Committee on Concepts and Standards（Accounting Review Vol. 30）は、その事情を、次のようにのべている。「過去半世紀を通じて、連結財務諸表は、米国における諸会社の公表財務報告書として、次第にその比重をたかめてきた。関係会社の財務諸表を個別的に公表することにかえて連結財務諸表だけを公表するという傾向は、逐年増加して今日に及んだ。この傾向は、連結財務諸表が個々の財務諸表よりも有用であり、また、連結財務諸表が補助的乃至第二義的なものでなく、現今では、むしろ第一義的なものになっているという事実を端的に物語っている。」と。

法制度の面から連結財務諸表制度をみるのに、米国連邦所得税法では、会社が他の会社の議決権株式の95%以上を所有している場合

には「連結利益」に対して課税額が算定できるようにになっており、また、各州の会社法のうちでは、例えば The California General Corporation Law（part 6. Corporate Records and Reports）3009条のように、連結財務諸表（連結貸借対照表）に明確な法的地位を与えているものがある。また、1948年に改正された英国会社法（Companies Act）の改正の重点は、損益計算書（profit and loss account）を重要視して貸借対照表（balance-sheet）と同じレベルにまで引上げたことと、連結財務諸表の重要性を明確に認識したことの二点に集約できる。とくに後者については、会社法の「付則」（Schedule 8, 15～22条）に明らかである。

子会社を利用した粉飾決算の事例は、洋の東西を問わず枚挙にいとまのない有様であり、わが国もその例外ではない。このような事情に鑑みて、立法論としては、わが商法も会計報告実務の上で重要度をたかめつつあるこの連結財務諸表制度を法制度として取り上げるべき時期にきているように思われるのである。

（昭和41年10月稿了）